

美郷町熱中症予防・省エネエアコン設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症予防とエネルギー消費及び二酸化炭素排出量の抑制を図るため、対象世帯の家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）未設置住宅等に対し、省エネ性能が高いエアコン購入及び設置に要する費用を予算の範囲内で補助する、美郷町熱中症予防・省エネエアコン設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去に美郷町熱中症予防・省エネエアコン購入費補助金で設置した者は補助対象者とししない。

- (1) 美郷町に住所を有し、かつ、次条に規定する補助対象住宅に現に居住する者であること。
- (2) 当該申請者及び居住世帯員が本町の町税及び使用料等を滞納していないこと。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、美郷町内に所存する住宅、アパート等（以下「住宅等」という。）であって、エアコンが未設置、又は故障等により修理不能なエアコンを設置している住宅等とする。

2 当該住宅等が補助対象者の所有でない場合は、当該住宅へのエアコンの設置について、当該住宅の所有者の同意が得られている場合に限り、補助対象住宅とする。

3 前2項の規定にかかわらず、介護保険施設、障害福祉施設等は、補助対象住宅とししない。

(補助対象製品)

第4条 補助対象となる製品は、次の各号のいずれにも該当するエアコンとする。

- (1) 2027年度を目標とする新たな省エネ基準に基づく統一省エネラベルの省エネ性能が「星2以上」のエアコン
- (2) 天井、壁等に固定して設置するものであること。
- (3) 新品の製品であること。
- (4) 事業の用に供するものではないこと。

2 補助対象事業に係るエアコンの台数は、1世帯当たり1台を限度とする。

(購入対象期間)

第5条 補助対象となるエアコンは、令和8年4月1日から令和8年11月30日までの間に購入されたものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額で、50,000円を限度とする。ただし、当該2分の1の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助対象費用には、次の費用は含まないものとする。

- (1) 補助対象者が自らエアコンの設置工事を行った場合における当該設置工事に要する費用
- (2) 購入したエアコンに係る延長保証料
- (3) 故障したエアコンの撤去及び処分に係る費用

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美郷町熱中症予防・省エネエアコン設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、令和8年12月21日までに、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象費用の金額が分かるもの
- (2) エアコンの型番等が分かるもの
- (3) 設置したエアコンの写真、画像

(4) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金交付の可否を決定したときは、美郷町熱中症予防・省エネエアコン設置費補助金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の決定を受けた者は、美郷町熱中症予防・省エネエアコン設置費補助金請求書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する請求書が提出された場合には、申請書に記載されている振込指定口座に交付決定額を振り込みし、補助金の交付を完了するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付条件)

第12条 第8条の決定を受けた者は、当該補助金を受けて取得した製品について、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な使用に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。